

「北海道ケアラー支援推進計画（仮称）」の構成イメージについて

1. 条例の規定（一部要約）



北海道ケアラー支援条例（令和4年北海道条例第2号）

第10条（推進計画）

知事は、ケアラー支援に関する**施策を総合的かつ計画的に推進するための計画**を定めなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) ケアラー支援に関する**施策**についての**基本的な考え方**

(2) ケアラー支援に関する**具体的施策**

(3) 前2号に掲げるもののほか、ケアラー支援を推進するために**必要な事項**

3 知事は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、**道民の意見を反映することができるよう必要な措置**を講じなければならない。

4 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、**これを公表**しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

2. 推進計画の構成

- ✓ 道の関連計画（主に保健福祉分野）と整合を図るため、これらに準じた構成とする。
- ✓ R3実態調査の結果や議会議論、有識者会議で得た助言事項を踏まえた内容とする。

(1) 計画の概要 …

- ① 策定の趣旨（計画を定める理由、背景）
- ② 計画の位置付け（関連計画との整合）
- ③ 策定の経緯（有識者会議、パブコメ）
- ④ 計画期間（3～5年の間で検討中）

(2) 統計関係 …

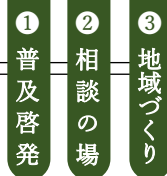
- ① 人口動態、高齢化率等
- ② 各種制度の利用状況（介護・障がい・児童福祉等）
- ③ R3実態調査の結果（主なもの）
- ④ 調査結果を踏まえた課題



(3) 基本的事項 …

- ① 計画の基本的理念（テーマや根本的な考え方）
- ② 基本的施策（条例第11～14条関係）
- ③ 施策の体系（関連事業の整理）

3つの柱



(4) 具体的取組 …

- ① 普及啓発の促進
- ② 早期発見と相談の場の確保等
- ③ ケアラー支援の地域づくり

(5) 数値目標 …

具体的取組に関する目標を数値化（項目は検討中）

(6) 進捗管理 …

PDCAサイクルに基づく評価・管理



(7) 参考資料 …

R3実態調査の全体版等

※ 令和4年度中の策定を目指す。